

政治資金監査に関する具体的な指針 (政治資金監査マニュアル)

令和 9 年 1 月改定版

政治資金適正化委員会

政治資金監査に関する具体的な指針
(政治資金監査マニュアル)

平成20年10月 策 定

平成22年 9月 改定版

平成25年 6月 改定版

平成28年 3月 改定版

令和元年 6月 改定版

令和元年 7月 改定版

令和3年 9月 改定版

令和9年 1月 改定版

(原則として、令和8年分以降(解散分は令和9年分以降)の収支報告書に係る政治資金監査からこの政治資金監査マニュアルを適用)

政治資金監査マニュアル改定に当たって

令和5年11月頃から、一部の政策研究団体（いわゆる派閥）が開催した政治資金パーティー収入の一部を政治資金収支報告書に記載せず、また、派閥に所属する一部の国会議員の政治団体においても、派閥から受け取った寄附の一部を政治資金収支報告書に記載しないなどの問題が発覚し、政治とカネをめぐる国民の政治不信がこれまでに大きく高まった。

これを受け、第212回国会（臨時国会）及び、これに続く第213回国会（通常国会）において、政治資金規正法等の改正に係る議論が行われた結果、令和6年6月19日に「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和6年法律第64号）が可決・成立した。

本法律においては、政治資金監査の強化が盛り込まれ、国会議員関係政治団体の範囲の拡充がなされたほか、登録政治資金監査人による政治資金監査において確認すべき事項として、「残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が政治資金収支報告書に表示されていること」が追加された。

また、本法律で検討事項とされた項目については、各党各会派において、引き続き議論が進められ、第216回国会（臨時国会）において、令和6年12月24日に「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和7年法律第1号）、「政治資金規正法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第2号）及び「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律」（令和7年法律第3号）の3本の法律が成立した。

これらを踏まえ、政治資金適正化委員会においては、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）について、翌年への繰越しの状況に関する政治資金監査指針に係る記載の追加及び国会議員関係政治団体に関する法改正事項の反映などを改定内容とする所要の改定を行ったところである。その際の議論では、新たな政治資金監査事項として「翌年への繰越しの状況」等が追加されたことを踏まえ、登録政治資金監査人に与えられた権能の下、政治団体特有の様々な会計事務の実態を念頭においた政治資金監査の具体的な手法等について、国民の政治資金監査制度に対する期待に応えるべく熱心に検討を行った。

平素より政治資金監査にご協力を頂いている登録政治資金監査人におかれては、当初のマニュアル策定以来の大きな改定であることを理解された上で、改定内容を含め改めて本マニュアル全体を確認し、政治資金監査に取り組むことが求められる。引き続き、

改定後のマニュアルに基づいた政治資金監査の適確な実施を通して、国民の政治不信払拭の一助となることを期待するものである。

令和7年9月

政治資金適正化委員会

委員長 野々上 尚

杉 田 慶 一

秋 山 修一郎

田 口 尚 文

岩 井 奉 信

は じ め に ～政治資金監査マニュアルの運用に当たって～

昨年、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったことを受け、第168回国会（臨時国会）では、与野党間での精力的な協議の結果、国会議員が関係する政治団体を明確にした上で、これに該当する政治団体に対して登録政治資金監査人による政治資金監査を義務付けること等を内容とする政治資金規正法の改正案が可決・成立し、平成20年4月1日、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の策定等を所掌する政治資金適正化委員会が総務省に設置された。

これを受けて、今般、政治資金適正化委員会において策定した政治資金監査マニュアルは、「登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るもの」であり、登録政治資金監査人は、本マニュアルに基づいて政治資金監査を実施することが求められるものである。

本マニュアルは、改正法の目的でもある政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意することが必要であるということを踏まえ、様々な観点から議論を深めつつ、政治資金適正化委員会発足後概ね半年という限られた期間の中でとりまとめたものである。政治資金監査が行われるのは一般的には平成22年1月以降であるが、国会議員関係政治団体の届出が平成20年10月から行われ、当該団体においては平成21年1月からすべての支出について領収書等の徴取・保存義務が課されること等から、事前に政治資金監査の内容を明らかにすることが必要であるとの判断によるものである。

しかしながら、政治資金監査制度は、世界にも類を見ない制度と言われており、登録政治資金監査人となる弁護士、公認会計士、税理士にとって初めてであるだけでなく、政治資金監査を受ける政治団体にとっても全くの新しい試みであり、法改正後、実際に政治資金監査が行われるまで一定の期間があるとはいえ、実務面で双方が遺漏なく対応するためには相当の準備を要するものと思われる。

このような中で、本マニュアルについては、各士業団体や政党・政治団体等からのご意見も踏まえ、現時点で考え得る限りの検討を尽くしたところであるが、実際の運用に際しては、本マニュアルが想定しない様々な場面に直面することも考えられるところである。したがって、今後、政治資金適正化委員会においては、実際に政治資金監査が行われる前

の段階から、本マニュアルに関して政治資金適正化委員会に寄せられた質問、意見等については、できる限り速やかに検討を行い、見解を明らかにしていくこととしている。また、政治資金監査制度の運用状況を慎重に見極めながら、本マニュアルに定める手続きが実際の運用にそぐわない場合などには、必要に応じ本マニュアルの見直しを図り、その内容に改善を加えていくことが必要であり、このことが政治資金監査制度の定着に資するものと考ええる。

平成20年10月

政治資金適正化委員会

委員長 上 田 廣 一

池 田 隼 啓

小見山 満

谷 口 将 紀

牧之内 隆 久

目 次

I. 政治資金監査の目的	1
1. 政治資金規正法の目的・基本理念	1
2. 政治資金監査導入の経緯	1
3. 政治資金監査の基本的性格	1
4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け	3
II. 登録政治資金監査人	4
1. 登録政治資金監査人の資格	4
（1）資格	4
（2）業務制限	5
2. 登録政治資金監査人の職務	6
3. 登録政治資金監査人の責任	7
III. 国会議員関係政治団体	8
1. 国会議員関係政治団体の定義	8
2. 国会議員関係政治団体の金銭の保管	9
3. 国会議員関係政治団体の代表者の責務	9
4. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務	9
5. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項	11
IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針	13
1. 一般的な留意事項	13
2. 調査方法	13
3. 政治資金監査契約の締結	14
4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項	14
（1）一般的事項	14
（2）登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任	15
（3）秘密保持義務	16
（4）使用人等の監督等	16
（5）契約の解除	16
5. 政治資金監査契約に係る留意事項	16
V. 政治資金監査指針② 個別監査指針	18
1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項	18
2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項	19
（1）領収書等の記載事項の確認	19
（2）領収書等亡失等一覧表の作成要求	20

(3) 高額領収書等のあて名等の確認	20
(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認	21
3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項	22
4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項	23
(1) 一般的事項	23
(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例	24
5. 法第19条の13第2項第5号に掲げる事項	25
(1) 一般的事項	25
(2) 差額の理由の具体例	26
VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング	27
1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的	27
2. ヒアリング事項	27
(1) 会計処理方法	28
(2) 支出項目の区分の分類	28
(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの	28
(4) 書面監査では翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの	29
(5) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの	29
(6) 書面監査に加えて、翌年への繰越しの状況の詳細を確認する必要があるもの	30
VII. 政治資金監査報告書	31
1. 政治資金監査報告書の記載事項	31
(1) 監査の概要	32
(2) 監査の結果	33
(3) 業務制限	34
(4) その他	34
2. 政治資金監査報告書記載例	35
(1) 政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合	35
(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	38
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合	41
(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合	45
VIII. その他の留意事項	48
1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用	48
(1) 政治資金監査チェックリスト	48
(2) 政治資金監査報告書チェックリスト	48
2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応	48

I. 政治資金監査の目的

1. 政治資金規正法の目的・基本理念

1. 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。
2. 政治資金の収支の状況を明らかにすることがこの法律の本来の目的であり、これに対する判断は国民にゆだね、政治献金についての国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用すべきこととされている。

2. 政治資金監査導入の経緯

3. 一方、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について、様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったところである。
4. このような政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、平成19年12月、政治資金規正法の改正案が議員立法として提案され、改正法が成立した。
5. この改正法の考え方は、国会議員が関係する政治団体の範囲を法律上明確にし、これに該当する政治団体に対して、収支報告の適正の確保と透明性の向上のために一定の義務を課すものである。
6. 具体的には、国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士）による政治資金監査を受けること等が義務付けられた。

3. 政治資金監査の基本的性格

7. 政治資金監査制度は、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図ることを目的として、以下に掲げる基本的性格を有するものであり、制度の運用や政治資金監査の実施に当たっては、この基本的性格を十分に踏まえることが必要である。

8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。
- 政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するものである。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体の全ての支出及び翌年への繰越しの状況をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体の全ての支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が、あわせて翌年への繰越しの金額について、預金又は貯金の口座の残高の額と一致しているかどうか、外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。
9. 政治資金監査は、職業的専門家が行うものである。
- 政治資金監査を行うのは、政治資金適正化委員会に登録政治資金監査人として登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士である。それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。加えて、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実施に当たっては、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了することが要件とされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高いものとするのが期待される。
 - なお、この政治資金監査は、公認会計士の行う監査証明業務に該当しないものである。したがって、政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について、意見表明を求めるものではない。
10. 政治資金監査は、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものである。
- 政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。また、政治資金監査を行うに当たっては、いうまでもなく国会議員関係政治団体の政治活動の自由を尊重することが求められるものであり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではない。

- ・ 登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出及び翌年への繰越しの状況を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の適正さを確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類は現物を確認しなければならない。

11. 政治資金監査は、当事者間の相互信頼に基づき行われるものである。

- ・ 政治資金監査は、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との双方の当事者間の契約に基づいて行われる業務であり、政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査を効率的かつ効果的に行うためには、一連の政治資金監査手続において会計責任者の協力が不可欠であり、また、円滑な政治資金監査の実施は当該国会議員関係政治団体にとっても有益である。
- ・ 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない。他方、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。各当事者は、相互信頼に基づいて、それぞれの義務を果たすことが期待される。

4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け

12. 政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが求められる。

Ⅱ．登録政治資金監査人

1．登録政治資金監査人の資格

(1) 資格

1. 弁護士、公認会計士及び税理士は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所等の事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる（政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の18第1項）。ただし、以下のいずれかに該当する者（以下「欠格要件該当者」という。）は、登録政治資金監査人となることができない（法第19条の18第2項）。
 - ・ 法第26条の6（政治資金監査報告書への虚偽記載）又は第26条の7（秘密保持義務違反）の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者（法第19条の18第2項第1号）
 - ・ 法第19条の22第1項の規定により登録政治資金監査人の登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（法第19条の18第2項第2号）
 - ・ 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの（法第19条の18第2項第3号）
2. 登録政治資金監査人の登録を受けようとする者は、登録申請書を、弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない（法第19条の20第1項）。なお、登録の際には、登録免許税法（昭和42年法律第35号）に規定された税額により登録免許税を納めなければならない。
3. 登録政治資金監査人は、弁護士、公認会計士若しくは税理士のいずれかに該当する者であること又は欠格要件該当者に該当しないことについて、記載すべき事項を記載せず又は虚偽の記載をして登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、登録を取り消される（法第19条の22第1項）。
4. 登録政治資金監査人は、以下のいずれかに該当するとき又は登録政治資金監査人から登録の抹消の申請があったときは、登録を抹消される（法第19条の23第1項）。
 - ・ 弁護士、公認会計士又は税理士のいずれにも該当しなくなったとき（法第19条の23第1項第1号）。

- ・ 法第26条の6（政治資金監査報告書への虚偽記載）又は第26条の7（秘密保持義務違反）の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者に該当するに至ったとき（法第19条の23第1項第2号）。
- ・ 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているものに該当するに至ったとき（法第19条の23第1項第2号）。
- ・ 法第19条の22第1項の規定により登録政治資金監査人の登録を取り消されたとき（法第19条の23第1項第3号）。

5. 登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しなければ政治資金監査を行うことができない（法第19条の13第1項・第19条の27第1項）。なお、研修を受けるときは、手数料を支払う必要がある（法第19条の27第3項）。

（２）業務制限

6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。
 - ① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等」という。）
 - ② 国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等の配偶者
 - ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
 - ④ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）にあつては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者
 - ⑤ 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体（3号団体）にあつては、当該団体を主宰する国会議員若しくは当該団体の主要な構成員である国会議員（以下「3号団体関係国会議員」という。）又は3号団体関係国会議員の配偶者
 - ⑥ 政治資金監査対象年の最初の日から政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等であった者

7. 業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記 6. ①から⑤までの業務制限に該当してはならない。

また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになるため、上記 6. ⑥に該当する場合には、政治資金監査を行うことはできない。

なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。

2. 登録政治資金監査人の職務

8. 登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき、以下に掲げる事項について政治資金監査を行う（法第 19 条の 13 第 2 項）。

- ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
- ・ 会計帳簿には国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
- ・ 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
- ・ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。
- ・ 収支報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること。

9. 登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない（法第 19 条の 13 第 3 項）。

10. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を作成する義務、収支報告書が法に従って作成されていることについて代表者に対し説明する義務及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。

3. 登録政治資金監査人の責任

11. 登録政治資金監査人の責任については、法において以下のとおり規定されている。
 - ・ 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第1項）。また、登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第2項）。
 - ・ 法第19条の28の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられる（法第26条の7）。
 - ・ 政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、30万円以下の罰金に処せられる（法第26条の6）。
12. なお、各士業法においても、以下のとおり責任の定めがある。
 - ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士としての信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法（昭和24年法律第205号）、公認会計士法（昭和23年法律第103号）又は税理士法（昭和26年法律第237号）上の信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る（弁護士法第56条第1項・公認会計士法第26条・税理士法第37条）。

Ⅲ. 国会議員関係政治団体

1. 国会議員関係政治団体の定義

1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。）をいう。

【1号団体】

国会議員に係る公職の候補者が代表者である資金管理団体その他の政治団体（法第19条の7第1項第1号）

【2号団体】

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（法第19条の7第1項第2号）

【3号団体】

法第5条第1項第1号に掲げる団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの）（いわゆる派閥・政策研究団体）（法第19条の7第1項第3号）

【みなし1号団体】

政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの（法第19条の7第2項）

2. 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において以下のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされ、国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）が適用される（法第19条の16の3第1項）。
 - ① 同一の国会議員関係政治団体（3号団体を除く。）から受けた寄附の金額（数回にわたってされたときは、その合計金額。②において同じ。）（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計額）
 - ② 同一の3号団体から受けた寄附の金額

2. 国会議員関係政治団体の金銭の保管

3. 国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預金又は貯金の方法により保管するものとする（法第19条の8の2）。

3. 国会議員関係政治団体の代表者の責務

4. 国会議員関係政治団体の代表者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。
 - ・ 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督すること（法第19条の12の2）。
 - ・ 随時又は定期的に、以下に掲げる事項を確認すること（法第19条の12の3）。
 - ① 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
 - ② 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係る収入及び支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
 - ・ 随時又は定期的に行った確認の結果及び当該国会議員関係政治団体の会計責任者が行った説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付すること（法第19条の14の2第2項）。

4. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務

5. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。
 - ・ 会計帳簿を備え、これに当該国会議員関係政治団体に係る全ての収入、支出及び金銭等の運用について、所定の事項を記載すること（法第9条第1項）。
 - ・ 全ての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴すこと（法第11条第1項・第19条の9）。
 - ・ 毎年12月31日現在で、当該国会議員関係政治団体に係るその年における収入、支出等を記載した収支報告書を、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出すること（法第12条第1項・第19条の10）。
 - ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、残高確認書及び差額説明書を、これらに係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存すること（法第16条第1項・第19条の11の3）。
 - ・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったもの

については、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成すること（法第19条の11）。

- ・ 政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、残高確認書に記載された残高の額（当該国会議員関係政治団体が2以上の口座を有する場合には、その合計額。以下同じ。）と一致しているかどうかを確認すること（法第19条の11の2第1項）。
- ・ 上記確認により収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、差額説明書を作成すること（法第19条の11の2第2項）。
- ・ 収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けること（法第19条の13第1項）。
- ・ 収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面（以下の書面）を示して説明すること（法第19条の14の2第1項）。
 - ① 領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出がある場合は、②又は③も併せて提出）
 - ② 領収書等を徴し難かった支出の明細書
 - ③ 振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し
 - ④ 政治資金監査報告書

6. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、政治資金監査報告書を当該収支報告書に併せて提出するとともに、当該国会議員関係政治団体の代表者が交付した確認書を当該収支報告書に添付しなければならない（法第19条の14・第19条の14の2第4項）。なお、法第19条の14の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかった者は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられるが、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を負っているのは会計責任者であり、登録政治資金監査人ではない（法第25条第1項第1号の2）。

7. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、上記6.による収支報告書及び政治資金監査報告書の提出並びに確認書の添付については、オンラインにより行うものとする（法第19条の15）。

5. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項

8. 以下の政治団体においても、政治資金監査を受ける必要がある。

- ① その年の途中で国会議員関係政治団体となり、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当する政治団体
- ② 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体
- ③ 法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）が適用される政治団体

これらの場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年（③の場合、国会議員関係政治団体から一定の寄附を受けた年及びその翌年）の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類並びに翌年への繰越しの状況に係る残高確認書及び差額説明書について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。

9. 会計責任者に法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務は、国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体、又は国会議員関係政治団体若しくは資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体（以下「その他の政治団体」という。）のそれぞれの政治団体の区分によりその対象となる支出の範囲が異なるものであること。

10. 支出に係る政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体
会計帳簿	全ての支出		
明細書	全ての支出		
領収書等	全ての支出	1件5万円以上の支出	
振込明細書	全ての支出	1件5万円以上の支出	
領収書等を徴し 難かった支出の 明細書	全ての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
振込明細書に係 る支出目的書	全ての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経 費で1件1万円 を超える支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出

11. 国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間について政治資金監査を行う場合、以下の支出については、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すれば足りること。
- ・ 1件5万円未満の支出（領収書等の徴取義務がないため）
 - ・ 領収書等がない支出のうち、資金管理団体にあつては1件5万円以上の人件費に係る支出、その他の政治団体にあつては1件5万円以上の経常経費に係る支出（いずれも領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書の作成義務がないため）
12. 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間及び資金管理団体の指定の期間は、収支報告書（様式その1）により確認すること。

IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針

1. 一般的な留意事項

1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。
 - ・ 登録政治資金監査人は、政治資金制度を十分に理解するとともに、実務経験等から得られる知識の蓄積に努めること。
 - ・ 登録政治資金監査人は、公正かつ誠実に職責を果たすとともに、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有してはならないこと。
 - ・ 登録政治資金監査人は、予断や予見を持つことなく職業的専門家として政治資金監査を行わなければならないこと。
 - ・ 登録政治資金監査人は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと（法第19条の28第1項）。
 - ・ 登録政治資金監査人は、使用人等（使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。
 - ・ 国会議員関係政治団体の代表者による収支報告書の確認は、会計帳簿等の関係書類に係る随時又は定期の確認、会計責任者の説明及び政治資金監査報告書に基づき行われることを念頭に、登録政治資金監査人は、適確に政治資金監査を行い政治資金監査報告書を作成しなければならないこと。
 - ・ 政治資金監査の適確な実施に疑義が生じるような収支報告書や政治資金監査報告書の記載誤り等があると、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという政治資金監査制度への信頼を損なうことから、登録政治資金監査人は、適確に政治資金監査を行わなければならないこと。

2. 調査方法

2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等の関係書類から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、会計帳簿と全ての領収書等とを突合することが必要であること。
3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこと。

4. 政治資金監査においては、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、その現物を確認しなければならないこと。したがって、領収書等についても、領収書等の写しではなく、領収書等の現物を確認しなければならないこと。

3. 政治資金監査契約の締結

5. 政治資金監査を受けるに当たっては、円滑に政治資金監査を行うため、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間で、書面により政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであること。
6. 政治資金監査契約の締結の時期は、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中であっても差し支えないものであること。
7. 円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものであること。

4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項

8. 政治資金監査の実施に関する契約の締結に際して、契約に盛り込むことが想定される事項としては以下のものが考えられること。なお、契約書において規定すべき事項は、以下の事項に限定されるものではなく、法令及び政治資金監査マニュアルの規定に反しない限りにおいて、政治資金監査の実施に必要な範囲内で契約当事者の合意に基づき定めるものであること。

(1) 一般的事項

9. 政治資金監査の目的

収支報告書が法に基づき適切に作成されているかを外部性を有する第三者が専門的な立場から確認し、もって収支報告の適正の確保に資することを目的として、政治資金監査マニュアルに基づき、法第19条の13第2項各号に掲げる事項について確認した結果を報告するものであること。

なお、政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき収支報告書及び会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務であり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではないこと。

10. 政治資金監査の体制及び政治資金監査を受ける体制

政治資金監査業務に従事する登録政治資金監査人及び業務従事者並びに登録政治資金監査人との連絡に当たる会計責任者及び担当者の氏名、連絡先、地位、資格等を明らかにすること。

11. 政治資金監査の対象

国会議員関係政治団体から提出された政治資金監査の対象年に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を対象とすること。

12. 政治資金監査の時期、日程及び場所並びに政治資金監査報告書の提出方法及び提出期限

法及び政治資金監査マニュアルに従い、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との間で協議の上、定めること。

13. 報酬の額及び支払の時期

政治資金監査において確認を要する領収書等の枚数や整理状況に応じ、政治資金監査に要する業務量を勘案して定めること。

14. 経費の負担

政治資金監査を実施するために必要な経費の負担について、登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の両方で合意の上、定めること。

(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任

15. 登録政治資金監査人の責任

登録政治資金監査人は、外部性を有する第三者の立場において、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成する責任を有すること。

16. 国会議員関係政治団体の責任

- ・ 円滑に政治資金監査を行うため、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を複数の事務所において管理している場合には、これらの書類を法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての書類の確認（以下「書面監査」という。）を行う事務所に政治資金監査が行われるまでの間に集約し、また、会計帳簿等の関係書類を支出項目別及び年月日順に整理すること。
- ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を実施するために必要な全ての記録、書類、その他の情報を提供し、登録政治資金監査人からの書面又は口頭による質問に対しては遅滞なく真実を回答しなければならないこと。

(3) 秘密保持義務

17. 登録政治資金監査人は、法の規定により、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。使用人等又はこれらの者であった者についても同様であること。

(4) 使用人等の監督等

18. 登録政治資金監査人は、その業務を遂行する上で使用人等を使用することができること。その際には指揮命令系統、職務分担等を明らかにした上で、使用人等又はこれらの者であった者にも秘密保持義務が課されることを周知徹底し、適切な指示、指導及び監督を行うこと。

(5) 契約の解除

19. 登録政治資金監査人が契約を解除することができる場合として以下の場合が考えられること。
- ・ 国会議員関係政治団体の責めに基づき政治資金監査の実施が不可能になった場合
 - ・ 国会議員関係政治団体の会計責任者又は担当者が登録政治資金監査人の業務遂行に誠実に対応しない場合など、信頼関係が著しく損なわれた場合
20. 国会議員関係政治団体が契約を解除することができる場合として以下の場合が考えられること。
- ・ 登録政治資金監査人の責めに基づき政治資金監査の実施が不可能になった場合

5. 政治資金監査契約に係る留意事項

21. 契約の締結に当たっては、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間に、「Ⅱ. 1. (2) 業務制限」に掲げる関係を有する場合には、政治資金監査を行うことはできないことに留意すること。
22. 登録政治資金監査人は契約書に明記された政治資金監査の時期までに、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しておかなければならないこと。
23. 登録政治資金監査人は、個人として、国会議員関係政治団体と政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであり、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人として契約を締結することはできないので留意すること。

24. 政治資金監査契約書は、政治資金監査及び政治資金監査報告書の作成という仕事の完成に対して報酬を支払うということを内容とするものであることから、印紙税法（昭和42年法律第23号）第2条及び同法別表第一課税物件表の番号二に掲げる「請負に関する契約書」に該当し、印紙税が課せられることとなり、契約金額に応じた収入印紙の貼付が必要であること。
25. 登録政治資金監査人が政治資金監査報酬を受領した際に、国会議員関係政治団体に対して作成する領収書等は、営業に関しない受取書に該当するので、印紙税は課せられず、収入印紙を貼付する必要はないこととされていること。
26. 政治資金監査報酬は、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収することが必要とされていること。

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。

1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。

なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。

- ・ 一覧表を作成した日付
- ・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名
- ・ 保存対象書類の名称及び冊数

保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりであり、実際に作成又は使用した書類を記載すること。

保存対象書類一覧表（例）

当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。

- ・ 会計帳簿 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分）
※補助簿・日計表を含む。
- ・ 明細書綴り 1冊
- ・ 領収書等綴り 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分）
※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。
- ・ 領収書等を徴し難かつた支出の明細書 1通
- ・ 残高確認書（添付書類を含む。） 1通
- ・ 差額説明書 1通

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

会計責任者 ○○ ○○

2. なお、会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りることに留意すること。

2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の全ての支出について、会計帳簿に必要記載事項を記載するとともに、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない（法第9条・第11条第1項・第19条の9）。政治資金監査においては、会計帳簿と全ての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認することとなる。

（1）領収書等の記載事項の確認

4. 法の規定上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項が記載されていることが必要であるので、領収書等にこれらの事項が記載されているかを確認すること。
5. 一般的な領収書等において支出の目的とは、「但し、○○代として」など何に支出されたかが分かるような記載をいい、通常、摘要といわれるものである。また、金額とは当該支出の金額を、年月日とは当該支出の日付をいうものであること。
6. 領収書等に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。
7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）を確認する必要があること。

(2) 領収書等亡失等一覧表の作成要求

8. 領収書等又は振込明細書が徴取漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）については、これらの支出の一覧表（以下「領収書等亡失等一覧表」という。領収書等亡失等一覧表の様式は、政治資金監査報告書記載例（3）別添を参照。）の提出を会計責任者に求めること。

9. 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、「V. 2.（4）会計帳簿の必要記載事項の確認」の 18. により会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認すること。

その結果、当該領収書等及び当該領収書等に係る請求書等の記載事項と、当該支出に係る会計帳簿の記載事項の整合がとれていない場合は、書面監査により支出の状況を確認できないものとして、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求めること。

なお、領収書等に必要記載事項の記載不備がある旨の指摘を受けて、会計責任者が当該領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなどして、必要記載事項が記載された領収書等を備えた場合は、領収書等亡失等一覧表に記載するよう求める必要はない。

(3) 高額領収書等のあて名等の確認

10. 法の規定上、領収書等のあて名は記載事項とされていないが、収支報告書と併せて写しが提出される 1 件当たりの金額が 1 万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等（以下「高額領収書等」という。）については、あて名に当該国会議員関係政治団体の名称が記載されているかを確認すること。

11. あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言すること。

12. 高額領収書等のあて名が、国会議員関係政治団体の正式名称ではなく、「〇〇事務所」のように国会議員の氏名を用いたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであること。

13. 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めること。
14. 通常、政党以外の政治団体は法人格がないため、当該政治団体の名において契約することができない場合があり、そのような契約に係る支出の領収書等は、あて名に国会議員関係政治団体の正式名称と異なる名称が記載されていても、やむを得ないものであること。
15. 高額領収書等のうち、以下のような領収書等がある場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認すること。
- (例)
- ・ 明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある領収書等がある場合
 - ・ 同一の発行者で、数種類の様式の領収書等がある場合
 - ・ 一般の大法人が発行する領収書等で、市販されている領収書等を使用している場合
 - ・ 氏名・名称や住所など発行者に関する事項の記載がない場合又は曖昧（発行企業名が不正確なもの、番地まで記載されていないもの等）である場合

(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認

16. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに全ての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。
17. 会計帳簿と全ての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。
18. 支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認すること。
- また、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「領収書等に係る請求書等」という。）が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認すること。

なお、上記により確認がなされた必要記載事項の記載不備がある領収書等について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきであること。

また、領収書等に係る請求書等についても、領収書等の記載事項を補足するものとして、保存し、写しを提出することとしても差し支えない。

19. 人件費については、上記 17. 及び 18. の例による会計帳簿と領収書等との突合により、又は会計帳簿と振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書との突合により支出の状況を確認し、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること。

20. 会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。

なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこと。

- ・ 支出を受けた者の住所の記載が領収書等がないなど、事実上又は社会通念上、当該住所の特定が困難であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合
- ・ 支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されている場合
- ・ 会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘すること。

21. 会計帳簿の必要記載事項の確認に当たっては、必要に応じて、補助簿、日計表の類を含めて確認すること。

22. 会計帳簿が、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているかどうかを確認すること。

3. 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に掲げる事項

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
--

23. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、全ての支出について、その総額及び支出項目別の金額を、また、人件費以外の経費の支出（１件当たりの金額が１万円を超えるものに限る。）については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第１２条第１項・第１７条第１項・第１９条の１０）。

24. 会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（１件当たりの金額が１万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認すること。

なお、会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されている場合は、当該書面に記載された住所が収支報告書に転記されているかどうかを確認すること。

25. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

26. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。

4. 法第１９条の１３第２項第４号に掲げる事項

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

（１）一般的事項

27. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の全ての支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない（法第１１条第１項・第１９条の９）。

28. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」という。）を作成しなければならないこととされている（法第１９条の１１）。

29. 領収書等を徴し難かった支出の明細書等と会計帳簿とを突合し、記載不備がないかどうかを確認すること。なお、一度発行された領収書等の亡失は、領収書等を徴し難い事情には含まれないことに留意すること。
30. 領収書等を徴し難かった支出の明細書等に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例

31. 「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。
- ・ 香典・祝儀
領収書等を徴しないことが社会通念上、一般的なものとして認識されているため。
 - ・ 金銭以外の支出
物品の無償提供等の金銭を伴わない支出については、領収書等を発行してもらうことが事実上困難であるため。
 - ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入
自動券売機等による領収書等が発行されない形での利用又は購入が想定されるため。
なお、定期券の購入等、領収書等が発行される形での利用又は購入については、領収書等を徴し難い事情には該当しない。
 - ・ 振込みの方法による支出
振込みの方法による支出については、支出の相手方が領収書等を発行しない場合が想定されるため。
なお、金融機関が作成した振込明細書（振込金受領証を含む。）がある場合は、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等の写しに代えることができる。
ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。
 - ・ 口座振替の利用
公共料金等の口座引落しの場合、支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定されるため。
なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は前月分の領収書等に該当する。

32. 登録政治資金監査人は、上記以外の場合でも会計責任者等に対するヒアリングにおいて、領収書等を徴し難い事情と合理的に判断できる場合には、認めることとして差し支えないものであること。なお、ヒアリングにおいても判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会するものとする。

5. 法第19条の13第2項第5号に掲げる事項

五 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること。

(1) 一般的事項

33. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日（解散等した場合にはその日）における残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならないこととされている（法第19条の11の2第1項）。また、この確認により、翌年への繰越しの金額が残高の額と一致しないことが判明したときは、差額説明書を作成しなければならないこととされている（法第19条の11の2第2項）。
34. 政治資金監査においては、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認すること。その際、残高確認書に記載された内容が、残高確認書の添付書類（金融機関が作成する残高を証する書面等）により示された内容と一致しているかどうかについても併せて確認すること。
35. 翌年への繰越しの金額と残高の額が一致しない場合には、差額説明書において、差額の全額分について差額の理由が記載されているかどうかを確認すること。
36. 収支報告書（翌年への繰越額に係る部分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。
37. 収支報告書に翌年への繰越しの金額が0円と記載されている場合であっても、当該金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認する必要があること。

(2) 差額の理由の具体例

38. 差額説明書に記載される差額の理由の具体例としては、主に以下のような場合が考えられること。

- ・ クレジットカードを利用した場合

クレジットカードにより物品やサービス等を購入する場合、購入時点で支出の目的ごとに支出額を計上する簡易な記載方法が認められているところであるが、この場合には、購入時点とクレジットカード利用の口座振替時点にずれが生じることから、購入時点が年内、口座振替時点が翌年となると、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と預金又は貯金の口座の残高の額との差額が生じることとなる。

- ・ 手持ち資金を現金で保有している場合

国会議員関係政治団体が必要な範囲内において預金又は貯金の口座から現金を引き出して保有することは禁じられておらず、この場合には、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と預金又は貯金の口座の残高の額との差額が生じることとなる。

39. 差額の理由がクレジットカードの利用であった場合には、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されているかどうかを確認すること。

VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的

1. 会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況又は翌年への繰越しの状況が確認できなかったものについて、支出の実体又は翌年への繰越しの実体を確認するとともに、書面監査で確認した支出の状況又は翌年への繰越しの状況について、一定の支出に係る適法性等も含め、その詳細を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。
2. あわせて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。

2. ヒアリング事項

3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとする。
 - (1) 会計処理方法
 - (2) 支出項目の区分の分類
 - (3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの
 - (4) 書面監査では翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの
 - (5) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの
 - (6) 書面監査に加えて、翌年への繰越しの状況の詳細を確認する必要があるもの
4. 会計責任者等に対するヒアリングは、原則として、会計責任者本人に対し行わなければならないこと。
5. なお、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものであること。
6. 会計責任者等に対するヒアリングについては、必ず登録政治資金監査人が行わなければならない、使用人等のみで行ってはならないこと。

(1) 会計処理方法

7. ヒアリングでは、まず、国会議員関係政治団体の会計処理方法についてヒアリングを行い、当該国会議員関係政治団体の会計処理の現状について把握すること。
8. 国会議員関係政治団体の会計処理方法については、以下に掲げる事項をヒアリングで確認すること。
 - ・ 国会議員関係政治団体の支出手続（支出伺い・決裁・支払方法等）について聴取し、会計責任者が会計処理を管理しているかどうか。
 - ・ 会計帳簿への記帳については、支出の都度行っているのか、ある程度の期間ごとに行っているのか。
 - ・ 会計処理に関してどのような書類を作成しているのか。
 - ・ 会計帳簿や領収書等について、どのように保管しているのか。
 - ・ 会計責任者の交代があった場合、どのように事務の引継ぎを行っているのか。
9. 国会議員関係政治団体の会計処理方法についてのヒアリングの結果、会計処理を改善できるものがあった場合には、必要に応じて、会計責任者等に対し助言等を行うこと。

(2) 支出項目の区分の分類

10. 会計帳簿の支出項目の区分の分類については、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めること。

(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの

11. 書面監査では支出の状況が確認できなかったものには、以下のものが該当する。
 - ・ 領収書等の徴取漏れ又は亡失により、領収書等がないもの
 - ・ 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないもの
 - ・ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもの
 - ・ 「Ⅴ．４．（２）領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事情で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているもの

12. 領収書等の徴取漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。
13. 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況を確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。
14. 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めること。
15. 「V. 4.（2）領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事情で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについては、その事情を会計責任者等に確認すること。

（４）書面監査では翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの

16. 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額、残高確認書の記載事項及び差額説明書の記載事項が整合的でない場合には、会計責任者等に確認を求めること。
17. 差額の理由がクレジットカードの利用であった場合において、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されていることが書面監査で確認できなかった場合には、会計責任者等に確認を求めること。

（５）書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

18. 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。
 - ・ 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）
 - ・ 他の政治団体に対する支出
 - ・ 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党本部、みなし１号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。以下同じ。）に対する寄附
 - ・ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出

19. 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認すること。
20. 他の政治団体に対する支出の有無を聴取し、該当する支出がある場合には当該支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めること。
21. 国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附の有無を聴取し、該当する寄附がある場合には、法第19条の16の3第2項に基づき、当該政治団体に対し、文書で国会議員関係政治団体からの寄附である旨等の通知を行っているかどうかの確認を会計責任者等に求めること。
22. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法（昭和25年法律第100号）に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。

（６）書面監査に加えて、翌年への繰越しの状況の詳細を確認する必要があるもの

23. 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と残高確認書に記載された残高の額が一致しない理由（差額の理由）については、差額説明書に記載されたとおりであることの確認を会計責任者等に求めること。
24. 差額の理由が手持ち資金の現金での保有であった場合において、当該理由のとおり12月31日（解散等した場合にはその日）時点で手持ち資金を現金で保有していたことの確認を会計責任者等に求めること。
25. 「Ⅴ．５．（２）差額の理由の具体例」以外の理由を差額説明書に記載しているものについては、その状況の詳細を会計責任者等に確認すること。

VII. 政治資金監査報告書

1. 登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない（法第19条の13第3項）。
2. 政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せてオンラインで提出されるものであること（法第19条の14・法第19条の15）。
3. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出された政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、当該政治資金監査報告書に係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存されるとともに、何人も、この期間、政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができるものであること（法第20条の2第1項・第2項）。

1. 政治資金監査報告書の記載事項

4. 政治資金監査報告書には、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の概要及び結果並びに業務制限に該当するか否かを簡潔明瞭に記載することとし、具体的な記載事項は、以下のとおりである。
 - ・ 表題（「政治資金監査報告書」）
 - ・ 日付
 - ・ あて先
 - ・ 登録政治資金監査人の氏名、登録番号及び研修の修了年月日
 - ・ 監査の概要
 - ・ 監査の結果
 - ・ 業務制限
5. 政治資金監査報告書の用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
6. 政治資金監査報告書の表題は、「政治資金監査報告書」とすること。

7. 政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人の責任の範囲に関わる重要事項であり、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付とすべきであり、通常の場合には、書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングの終了した日となること。
8. 政治資金監査報告書のあて先は、政治資金監査を受けた国会議員関係政治団体の代表者あてとすること。
なお、政治資金監査報告書に記載する国会議員関係政治団体の名称は、当該団体の正式名称を記載すること。
9. 登録政治資金監査人の登録番号及び研修修了年月日については、登録政治資金監査人名簿への登録番号及び政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修の修了年月日を記載すること。
10. 国会議員関係政治団体に係る収支報告書及び政治資金監査報告書については、会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣にオンラインで提出するものとされており、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書に自身の電子署名を行うこと。

(1) 監査の概要

11. 政治資金監査報告書の監査の概要は、以下に掲げる事項を記載すること。
 - ・ 政治資金監査の根拠規定
 - ・ 政治資金監査の対象期間と対象書類
 - ・ 実施した基準
 - ・ 責任の所在と範囲
 - ・ 政治資金監査の実施場所
12. 政治資金監査の根拠規定については、当該政治資金監査が「法第19条の13第1項の規定に基づく」ものである旨を記載すること。
13. 政治資金監査の対象期間については、政治資金監査の対象とした年を記載し、あわせて当該年の収支報告書による報告の対象となった全ての期間について政治資金監査を実施した旨を記載すること。
また、対象書類については、書類の有無も含めて政治資金監査の対象としたことを明確にするため、保存を確認した書類だけではなく、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込

明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書」と記載例どおり全て列記すること。

14. 実施した基準については、「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき、政治資金監査を実施した旨を記載すること。

15. 責任の所在と範囲については、国会議員関係政治団体の会計責任者と登録政治資金監査人との関係や役割分担を明確にするため、政治資金規正法によりそれぞれが負う責任の範囲を記載すること。

（２）監査の結果

16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。

- ・ 政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合、記載例（１）の例によること。ただし、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例（４）の例によることが望ましいものであること。
- ・ 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例（２）の例によること。
- ・ 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例（３）の例によること。

① 領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されず、書面監査において支出の状況が確認できなかったもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、記載例（３）の（別記）（１）の例によること。

② 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、件数及び総額を明らかにした上、記載例（３）の（別記）（２）の例によること。

③ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもので、会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められないと判断されるものについては、支出の日付、支出項目の区分の分類及び金額を明らかにした上で、記載例（３）の（別記）（３）の例によること。

また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例（３）の（別記）（１）～（３）以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。

（３）業務制限

17. 政治資金監査報告書の業務制限は、登録政治資金監査人が法第１９条の１３第５項に規定する一定の関係を国会議員関係政治団体と有していないことを記載するものであること。また、政治資金監査の業務を補助した使用人等についても、同様の関係を有しない場合には、その旨を記載することが望ましいものであること。

（４）その他

18. 登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の作成において、記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。
19. 政治資金監査報告書の作成に当たっては、政治資金適正化委員会のホームページに掲載されている政治資金監査報告書の様式をダウンロードし、これを活用することが望ましいものであること。

2. 政治資金監査報告書記載例

(1) 政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇

登 録 番 号 第 ×××× 号

研修修了年月日 ×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収

書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
- (5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。

3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※3)。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。

(注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

(例) 上記①により、主たる事務所以外で実施した場合

1 監査の概要

(1) ～ (3) 略

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）において行った。

(※3) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

(※4) その他の留意事項

- ・ 「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおり全ての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1)、(3) 及び (5) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 ×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇(※3)の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
- (5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。

3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※4)。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

(※4) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

(※5) その他の留意事項

- ・ 「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおり全ての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1)、(3) 及び (5) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 ×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
- (5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。

(別記)(※3)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)

(3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

(××月××日・××費・××××円)

- ・ 領収書等のあて名に記載されていた名称

○○○○○○

3 業務制限

○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※4)。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、

政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例（１）（※２）の（注）を参照のこと。

（※３）（２）及び（３）については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

（※４）使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

（※５）その他の留意事項

- ・ 「１ 監査の概要」（１）及び（３）には、記載例どおり全ての書類を列記すること。
- ・ 「２ 監査の結果」（１）、（３）及び（５）には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金 額	年月日	備 考
項 目	摘 要			
何 々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴取漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

（４）収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇

登 録 番 号 第 ×××× 号

研修修了年月日 ×年 ×月 ×日

1 監査の概要

- （１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査を行った。
- （２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- （３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- （４）この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※２）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、残高確認書及び差額説明書が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

- (5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。

3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※3)。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

(※4) その他の留意事項

- ・ 「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおり全ての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1) 及び (5) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

VIII. その他の留意事項

1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用

1. 収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという政治資金監査制度への信頼を損なわないようにするため、チェックリストの活用により、適確に政治資金監査を行い政治資金監査報告書を作成すること。

(1) 政治資金監査チェックリスト

2. 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うこと。

(2) 政治資金監査報告書チェックリスト

3. 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用すること。

2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

4. 領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、予め会計責任者等に伝えておくこと。